



栃木県公報

令和3(2021)年
10月1日(金)
第242号

目次

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正..... 915
- 老人福祉法施行細則の一部改正..... 916

告 示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... 918
- 同..... 918
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止..... 919
- 道路の区域の変更..... 919
- 道路の供用開始..... 920

公 告

- 土地改良区役員の退就任..... 920
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 921
- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 921

規 則

栃木県規則第四十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月一日

栃木県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年栃木県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条の二関係）</p> <p>一～七 略</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋梗塞</u>、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、<u>重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離</u>、くも膜下出血、脳出血、<u>脳梗塞</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>九・十 略</p>	<p>別表第一（第二条の二関係）</p> <p>一～七 略</p> <p>八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋こうそく</u>、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、<u>肺そく栓症、大動脈りゆう破裂（解離性大動脈りゆうを含む。）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>九・十 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員厚生課)

栃木県規則第四十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月一日

栃木県知事 福田 富一

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成五年栃木県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第五条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらねばならない。</p> <table border="1" data-bbox="151 884 742 1153"> <tr> <td data-bbox="151 884 582 929">一〜二十四 略</td> <td data-bbox="582 884 742 929"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="151 929 582 1153">二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更の届出又は同条第三項の規定による有料老人ホームの事業の休止若しくは廃止の届出</td> <td data-bbox="582 929 742 1153">略</td> </tr> </table>	一〜二十四 略		二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更の届出又は同条第三項の規定による有料老人ホームの事業の休止若しくは廃止の届出	略	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第五条 次の表の上欄に掲げる事項に関する申請書又は届出書の様式は、それぞれ当該各号の下欄に定めるところによらねばならない。</p> <table border="1" data-bbox="790 884 1380 1153"> <tr> <td data-bbox="790 884 1220 929">一〜二十四 略</td> <td data-bbox="1220 884 1380 929"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 929 1220 1153">二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更 又は 事業の休止若しくは廃止の届出</td> <td data-bbox="1220 929 1380 1153">略</td> </tr> </table>	一〜二十四 略		二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更 又は 事業の休止若しくは廃止の届出	略
一〜二十四 略									
二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更の届出又は同条第三項の規定による有料老人ホームの事業の休止若しくは廃止の届出	略								
一〜二十四 略									
二十五 法第二十九条第二項の規定による有料老人ホームの変更 又は 事業の休止若しくは廃止の届出	略								

別記様式第二十四号を次のように改める。

別記様式第24号 (第5条関係)

第 号
年 月 日

栃木県知事 様

市町村長

(市町村長以外の者
住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名))

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置予定者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 事業開始予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与をされる介護等の内容
- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 施設の運営の方針
- 8 入居定員及び居室等
- 9 職員配置の計画
- 10 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 11 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 12 その他

※ 関係書類

- 1 設置予定者の登記事項証明書又は条例等
- 2 建築基準法(昭和25年法律201号)第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 3 設置予定者の直近の事業年度の決算書
- 4 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 5 長期収支計画
- 6 入居契約書

別記様式第二十五号中「第2項」を「

第2項
第3項

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)

告 示

栃木県告示第五百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県烏山土木事務所において縦覧に供する。

令和三年十月一日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 行人塚峠I-A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
那須烏山市	小木須	赤井原	三二三〇番	一号及び二号
同	同	同	二七四一番二二	三号
同	同	同	二七四一番二五	四号及び五号
同	同	同	二七四一番二八	六号
同	同	同	二七四〇番一	七号及び十二号
同	同	同	二七四〇番二	八号及び十号
同	同	同	二七四〇番四	九号
同	同	高 田	二六五九番一	十一号

栃木県告示第五百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県烏山土木事務所において縦覧に供する。

令和三年十月一日

栃木県知事 福田 富一

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 荷田I-A
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
那珂川町	谷 川	榎 内	一五四五番一	一号から四号まで

那珂川町	谷川	榎内	一五四四番	五号から七号まで
同	同	同	一五四三番	八号
同	同	北原	一五四一番一	九号及び十号
同	同	同	一六一一番	十一号から十四号まで
同	同	榎内	一六三一番一	十五号

(砂防水資源課)

栃木県告示第509号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3(2021)年10月1日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和2(2020)年11月30日	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	真岡調剤薬局	真岡市亀山1-31-3	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和2(2020)年11月30日	株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条2-4-30	真岡調剤薬局	真岡市亀山1-31-3	介護予防居宅療養管理指導

(保健福祉課)

栃木県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3(2021)年10月1日から同年11月1日まで一般の縦覧に供する。

令和3(2021)年10月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道
路線名 主要地方道 鹿沼日光線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
14	前	日光市山久保612-3 から 日光市山久保841-2 まで	5.5～10.0	238.0	
	後	日光市山久保612-3 から 日光市山久保841-2 まで	9.6～16.1	238.0	

栃木県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和3（2021）年10月1日から同年11月1日まで一般の縦覧に供する。

令和3（2021）年10月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
67	主要地方道 藤原宇都宮線	宇都宮市中里町権現山167-6 から 宇都宮市中里町権現山180-4 まで	令和3（2021）年 10月1日
178	一般県道 稲沢高久線	那須郡那須町大字高久甲30-18から 那須郡那須町大字高久甲121-1 まで	令和3（2021）年 10月1日
232	一般県道 矢又大内線	那須郡那珂川町大内字木戸709-1 から 那須郡那珂川町大内字木戸1000まで	令和3（2021）年 10月1日

（道路保全課）

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3（2021）年10月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
親 園 土地改良区	理 事	国井 秀一		大田原市親園579	令和3 (2021). 8.30	
	〃	渋江 和重		〃 〃 2962	〃	
	〃	江面 廣一		〃 〃 1231	〃	
	〃	福田 尚夫		〃 滝沢240-1	〃	
	〃	佐藤 一彦		〃 滝岡161	〃	
	〃	大島 俊一		〃 〃 1028-2	〃	
	〃	福原 春雄		〃 花園912	〃	
	〃	小林 賢悟		〃 〃 222	〃	

理事	増渕 良克		大田原市花園1444	令和3 (2021). 8.30	
〃	国井 完一	国井 完一	〃 親園3525-16	〃	令和3 (2021). 8.31
〃	滝田 稔	滝田 稔	〃 佐久山4028	〃	〃
〃		国井 信一	〃 親園553		〃
〃		矢吹 文男	〃 〃 2666		〃
〃		豊田 良一	〃 〃 1246		〃
〃		吉川 勉	〃 滝沢160		〃
〃		関谷 剛	〃 滝岡232		〃
〃		平山 正彦	〃 〃 460		〃
〃		近藤 忠雄	〃 花園1207		〃
〃		小林 照夫	〃 〃 350		〃
〃		増渕 直哉	〃 〃 1451-2		〃
監事	関谷 清美		〃 親園1089-6	令和3 (2021). 8.30	
〃	増渕 正		〃 滝岡849	〃	
〃	星野谷輝美		〃 花園1-402	〃	
〃		小針 一哲	〃 親園1001		令和3 (2021). 8.31
〃		福田 尚夫	〃 滝沢240-1		〃
〃		平野 豊作	〃 花園1-80		〃

(農地整備課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和3（2021）年10月1日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
令和3（2021）年 6月28日	小山市城山町2丁目9番23号アトラスタワー小山城山町103	小山市城山町3丁目1番1号	株式会社足利銀行 小山支店

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止

について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和3(2021)年10月1日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和3(2021)年9月24日	株式会社足利銀行 峰町支店	宇都宮市峰3丁目33番5号
令和3(2021)年10月22日	株式会社足利銀行 足尾支店	日光市足尾町赤沢4番4号
令和4(2022)年1月21日	株式会社足利銀行 塩原支店	那須塩原市塩原766番地

(会計局会計管理課)